

居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦及び子二人）について、平成29年4月にいわき市で同居を開始するまでの間、申立人夫が単身赴任となり、家族間別離を余儀なくされたことを考慮し、同年3月分まで、申立人夫について月額3万円、申立人妻子について月額合計3万円の日常生活障害慰謝料（増額分）が賠償されたほか、一時立入りに関する実費が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

- 1 申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを確認する。
- 2 被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間に対する和解金として、438万5447円の支払義務があることを認める。
- 3 （支払方法省略）
- 4 申立人らと被申立人は、第1項の損害項目及び期間について、以下の点を相互に確認する。
 - ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
 - イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。
- 5 本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成31年1月9日

（仲介委員 中尾正浩）

(別紙)

申立人名	損害項目	金額	備考
X1	精神的損害 (避難慰謝料増額分)	2,190,000 円	【対象期間】自平成23年3月至平成29年3月 家族別離での避難生活を斟酌
X2 X3 X4	精神的損害 (避難慰謝料増額分)	2,190,000 円	【対象期間】自平成23年3月至平成29年3月 家族別離での避難生活を斟酌
X1 X2	一時立入費用	5,447 円	【対象期間】自平成24年6月至平成28年12月 いわき市〇〇から浪江町〇〇への一時立入 2 回 分に係る交通費
合計		4,385,447 円	